

新座市債権管理条例の概要

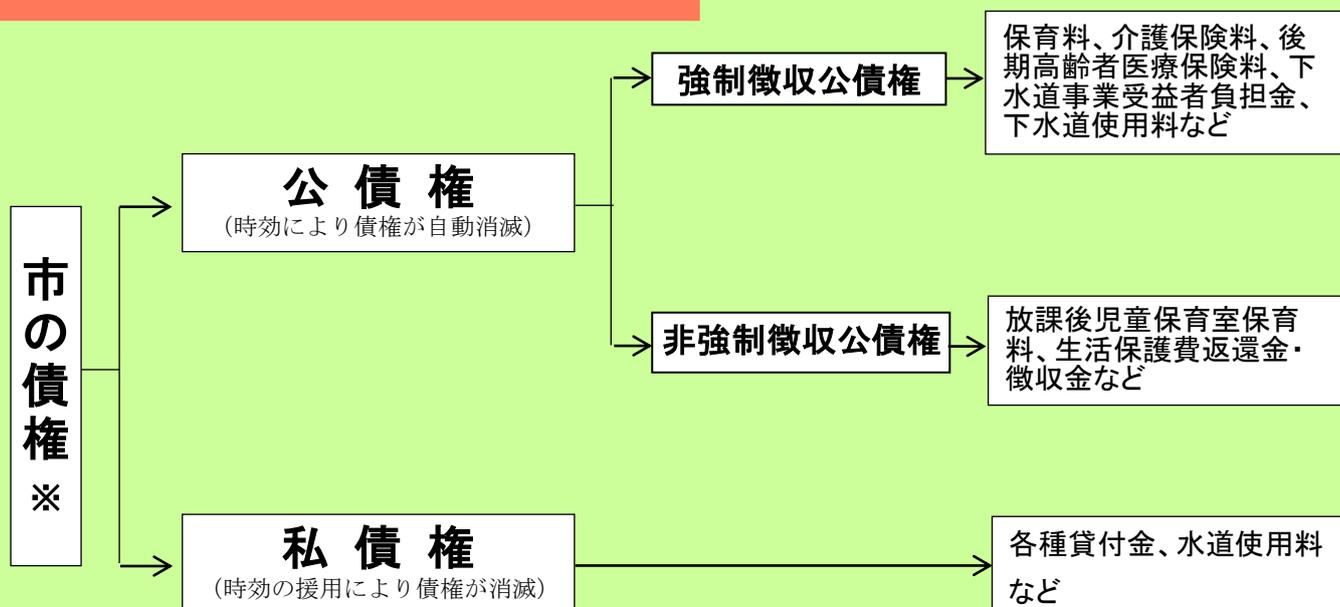
● 条例制定の目的

近年、滞納額が増加傾向にある税外債権（市の債権から市税等を除いたもの）の管理に関する事務について、必要な事項を定めることにより、税外債権を適正に管理することを目的としています。

● 条例の施行日

平成25年7月1日（延滞金の賦課徴収に係る規定は、平成27年4月1日）

条例に定める市の債権の区分



※ 条例上、市税等は「市の債権」の対象外としています。

《債権の性質》

区分	債権の性質
強制徴収公債権	分担金・加入金・過料・法律に定めのある使用料等
非強制徴収公債権	手数料・法律に定めのない使用料等
私債権	契約等の当事者間の合意に基づいて(私法上の原因)により生じる債権

【条例に定める主な内容】

1 ～市の債権の適正管理について～

市の債権について、各債権の根拠法令（児童福祉法や介護保険法など）のほか、地方自治法や地方自治法施行令などとの関係を明確にするとともに、これらの法令等に規定されていない事項を条例に定めることで、債権の更なる適正な管理を行います。

2 ～延滞金について～

債権の納付期限までに納付した方と正当な理由がなく納付が遅れた方との公平性・公正性を確保するとともに、期限内の納付を励行していただくため、市税等と同様の延滞金を賦課することとします。

(1) 延滞金の対象となる債権 → 平成27年4月1日以後に発生する強制徴収公債権

延滞金の賦課徴収に係る施行期日は、市民への周知期間等を考慮し、平成27年4月1日とします。

また、延滞金を賦課することが困難又は不適當な強制徴収公債権については、規則で適用除外とします。（下水道使用料）

(2) 利率・・・市税と同率

利率は、市税等の延滞金利率の計算方法に合わせます。

ただし、この条例とは別の法令等により、個別に延滞金の利率が設けられている債権の場合は、この条例の利率は適用されません。（介護保険料、下水道事業受益者負担金など）

(3) 延滞金等の減免

この条例や個別法令等により延滞金等（損害賠償金等を含む。）が賦課される債権について、正当な理由によりやむを得ず債権の納付が遅れた結果、延滞金等が賦課された方に対しては、市税等と同様に延滞金等の減免を受けることができます。

3 ～債権の放棄について～

回収の見込みがない債権（不良債権）を長期間に渡り管理し続けることは、徴収事務の効率低下を招き、債権の適正な管理を進める上で、大きな妨げとなります。そのため、債権の徴収見込等の可否を適切に判断するための要件を条例に規定し、必要に応じて、債権の放棄を行うこととします。

(1) 強制徴収公債権における不良債権

強制徴収公債権の不良債権については、地方税法や国税徴収法に基づいて、差押え等の滞納処分を停止し、時効期間の短縮を図ることができる「滞納処分の停止」という措置を採ることができるため、この条例では特に規定していません。

(2) 非強制徴収公債権や私債権における不良債権

非強制徴収公債権と私債権の不良債権については、時効期間の短縮を図る措置が法令等に規定されていません。

そのため、非強制徴収公債権については、時効期間（5年）が到来するまで管理しなければなりません。

さらに、私債権については、時効期間（債権の性質により1年から10年）が経過しても債務者からの時効の援用（本人からの時効である旨の申出）がない限り債権が消滅しないため、時効期間経過後も債権を管理し続けなければなりません。

そこで、適正な債権の管理を進める観点から、非強制徴収公債権と私債権の不良債権については、その権利を放棄する必要があります。

(3) 債権放棄を条例に定める意義

債権放棄をするためには、地方自治法に基づき、「議会の議決」又は「条例に権利の放棄の規定」をする必要があることから、この条例に債権放棄の条項を規定することで、不良債権に対する円滑な事務処理を図ります。